

福山市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第12項の規定により福山市病院事業管理者から通知があったので、同項の規定により公表します。

2018年（平成30年）3月26日

福山市監査委員	近	藤	洋	児
福山市監査委員	山	下		清
福山市監査委員	熊	谷	壽	人
福山市監査委員	塚	本	裕	三

2017年度（平成29年度）監査における指摘事項の措置通知

市民病院 管理部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>経営企画課</p> <p>福山市民病院シーツ交換他業務について</p> <p>当該業務は、福山市民病院の良好な療養環境を保持するため、シーツ交換及びリネン管理業務を委託により実施するものである。</p> <p>当該業務は、2016年（平成28年）4月から3年間の長期継続契約で、業者選定に当たっては、一般競争入札の結果、落札者がなかったため、随意契約により実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>契約書の作成に当たっては、福山市民病院契約規程が準用する福山市契約規則に基づき、支払時期を明記するなど、適正に処理されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>2017年（平成29年）12月22日付け変更契約書において、福山市民病院契約規程が準用する福山市契約規則に基づき、支払時期及び支払金額を明記した。</p>